

## 6. 関係機関の取組

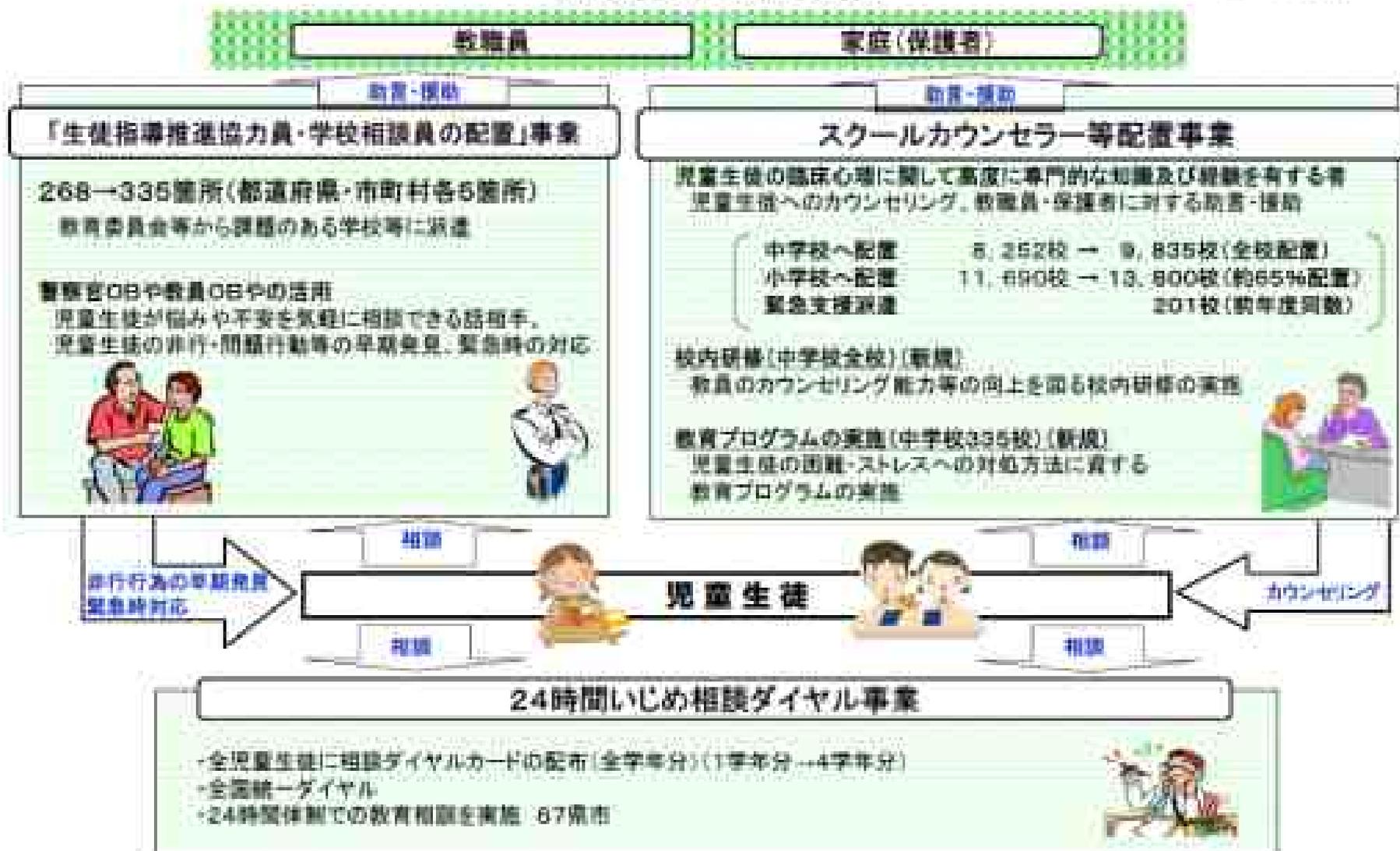
## 6. 関係機関の取組

### (1) 学校における取組①(スクールカウンセラー等活用事業)

## スクールカウンセラー等活用事業

平成25年度予算額 3,892百万円

掲載ページ：1/3



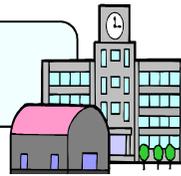
(1) 学校における取組②(スクールソーシャルワーカー活用事業)

# スクールソーシャルワーカー活用事業

平成25年度予算額355百万円

補助事業者：都道府県・指定都市・中核市  
補助率：1/3

学校



### 【校内体制づくり】

- ・校内チーム体制の構築
- ・教職員のサポート
- ・教職員等への研修 など

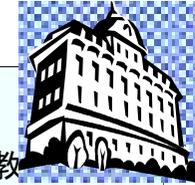
連携・調整



連携・調整

関係機関

児童相談所、福祉事務所、保健・医療機関、適応指導教室、警察、家庭裁判所、保護観察所 等



### 【関係機関との連携】

- ・ネットワークの構築
- ・関係機関との調整
- ・情報・行動連携 など

配置人数:1,355人

## スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

連携・調整  
家庭

いじめ・暴力行為  
不登校・児童虐待等

児童生徒が置かれた様々な  
環境の問題への働き掛け

友人

地域



児童生徒

## (2) 母子保健・福祉部局におけるアウトリーチ支援の主な取組

### ○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。

(主な支援内容)

- ・育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
  - ・親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- ※訪問スタッフには、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

### ○養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。

(主な支援内容)

- ・産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助
- ・未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
- ・養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- ・若年の養育者に対する育児相談・指導

### ○母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学が疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、児童の世話などを行う。

(主な支援内容)

- ・乳幼児の保育、食事の世話、身の回りの世話、生活必需品の買い物など

(3)福祉部局における取組①(地域子育て支援拠点事業)

## 地域子育て支援拠点事業

### 背景

- ・3歳未満児の約7～8割は家庭で子育て
- ・核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・男性の子育てへの関わりが少ない
- ・児童数の減少

### 課題

- ・子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減

### 地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供

### 地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

#### 事業内容

- ① 交流の場の提供・交流促進
- ② 子育てに関する相談・援助
- ③ 地域の子育て関連情報提供
- ④ 子育て・子育て支援に関する講習等

#### 機能強化

(2019年度実施計画)

- ① 子育て関連事業の利用にあたっての支援する取組
- ② 地域における親・子の育ちを支援する取組

解消

育児不安



地域で子育てを支える

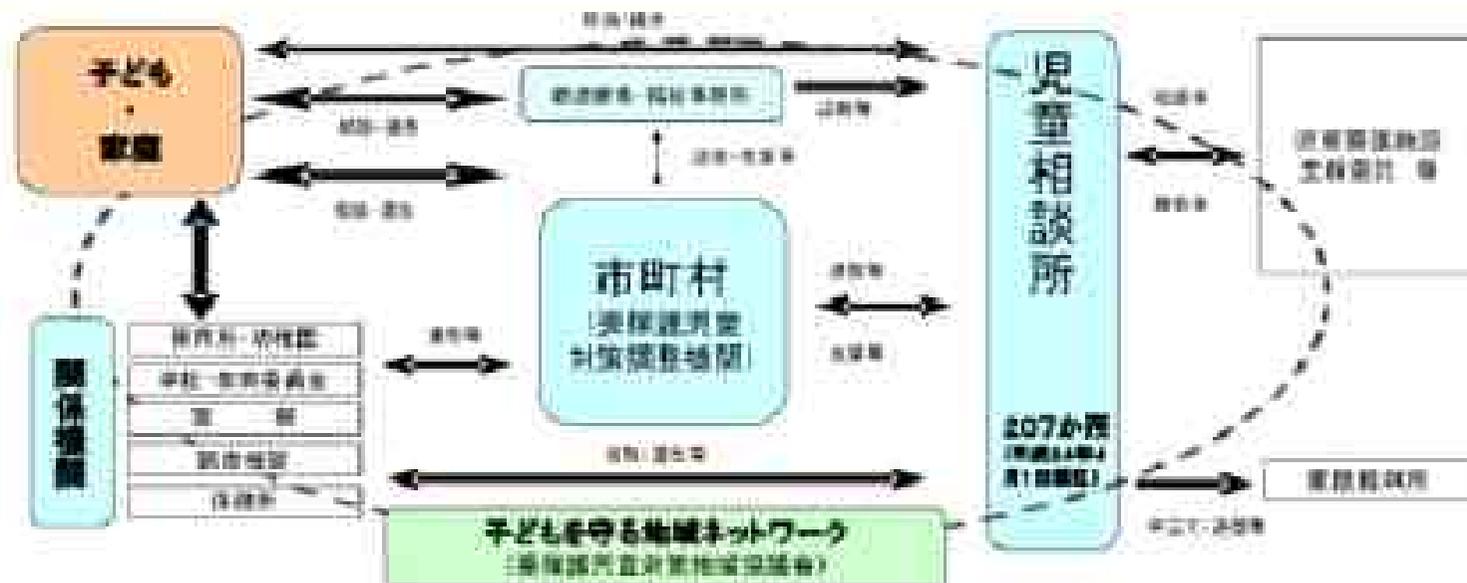
平成24年度実施計画  
(交付決定ベース)

5. 04860月

### (3)福祉部局における取組②(地域での児童虐待防止のシステム)

#### 地域での児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成18年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている
- 市町村虐待相談対応件数 平成17年度 40,322件 → 平成23年度 70,102件
- 各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(児童虐待対策地域協議会)の設置が進んでいる(平成23年4月1日現在、98.0%の市町村で設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含むと99.5%))。
  - ※平成24年度の設置率は、東京都全域及び横浜市のみであり、他府県、広域連合及び地方自治体の市町村を聞いて集計した数値
- 平成20年の児童福祉法改正等により、21年4月より、協議会の実施対象について、これまでの員保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も適用された。



### (3)福祉部局における取組③(要保護児童対策地域協議会について)

#### 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)について

##### 果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を設置し、

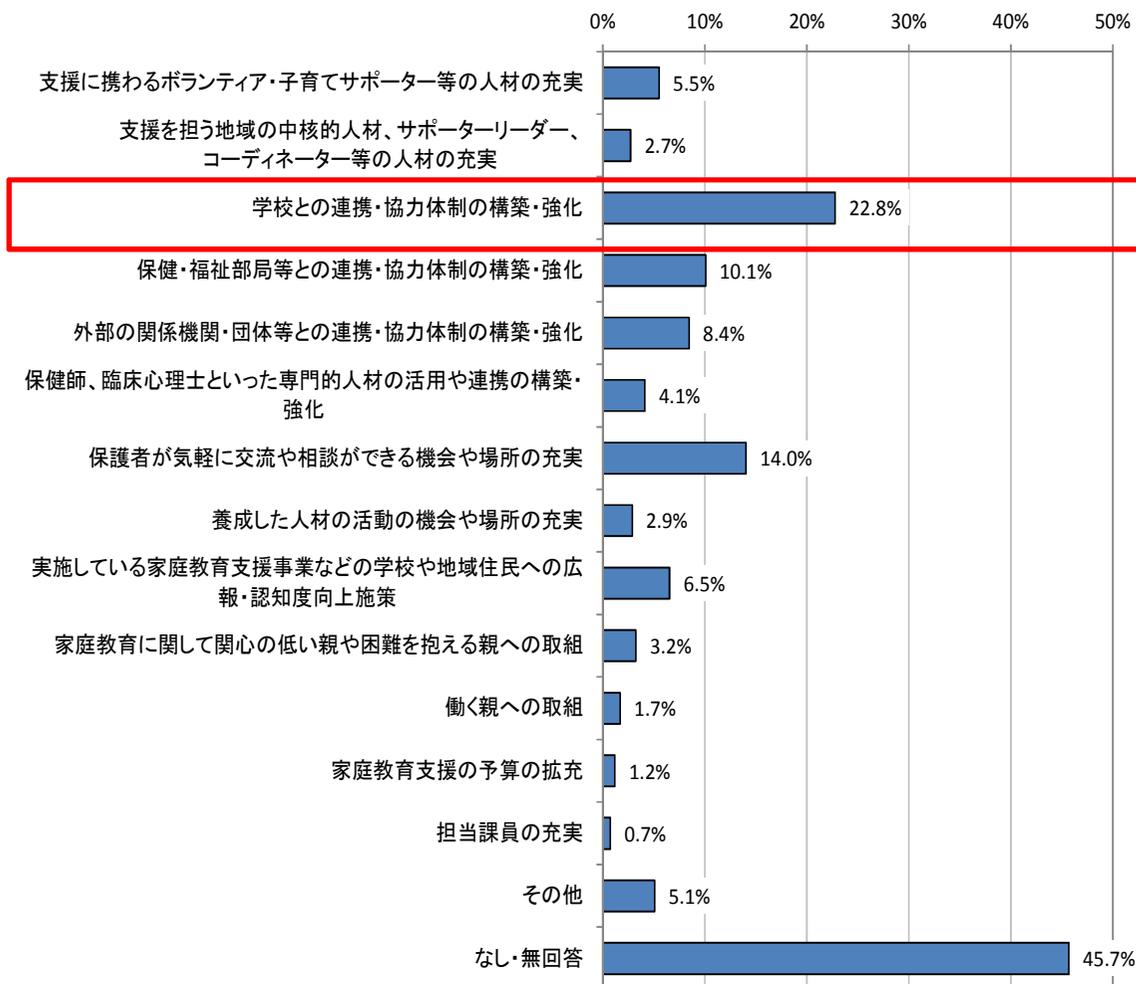
- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



※厚生労働省資料から

## (4) 他組織との効果的な取組・連携①

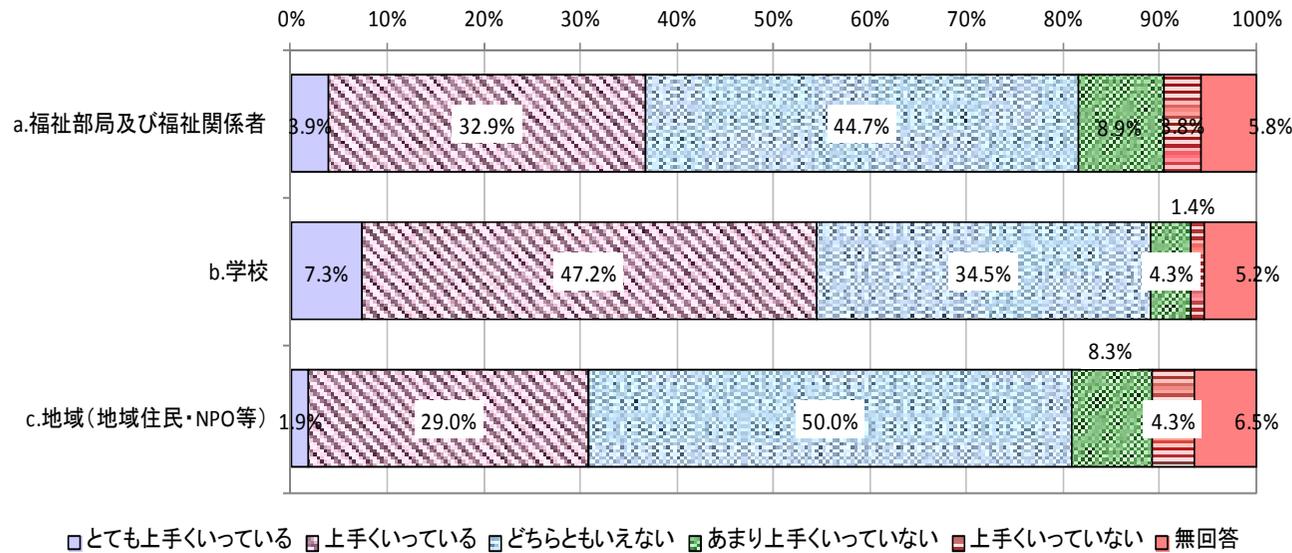
■自治体が実施した家庭教育支援施策で効果があったと感じる取組は、「学校との連携・協力体制の構築・強化」が22.8%と最も割合が高い。



## (4) 他組織との効果的な取組・連携②

■自治体の家庭教育支援における教育委員会と他組織等との連携状況についてみると、上手くいっている割合は、「福祉部局及び福祉関係者」は36.8%、「学校」は54.5%、「地域(地域住民・NPO等)」は30.9%となっている。

他組織との連携状況(n=1,361)



## (4) 他組織との効果的な取組・連携③

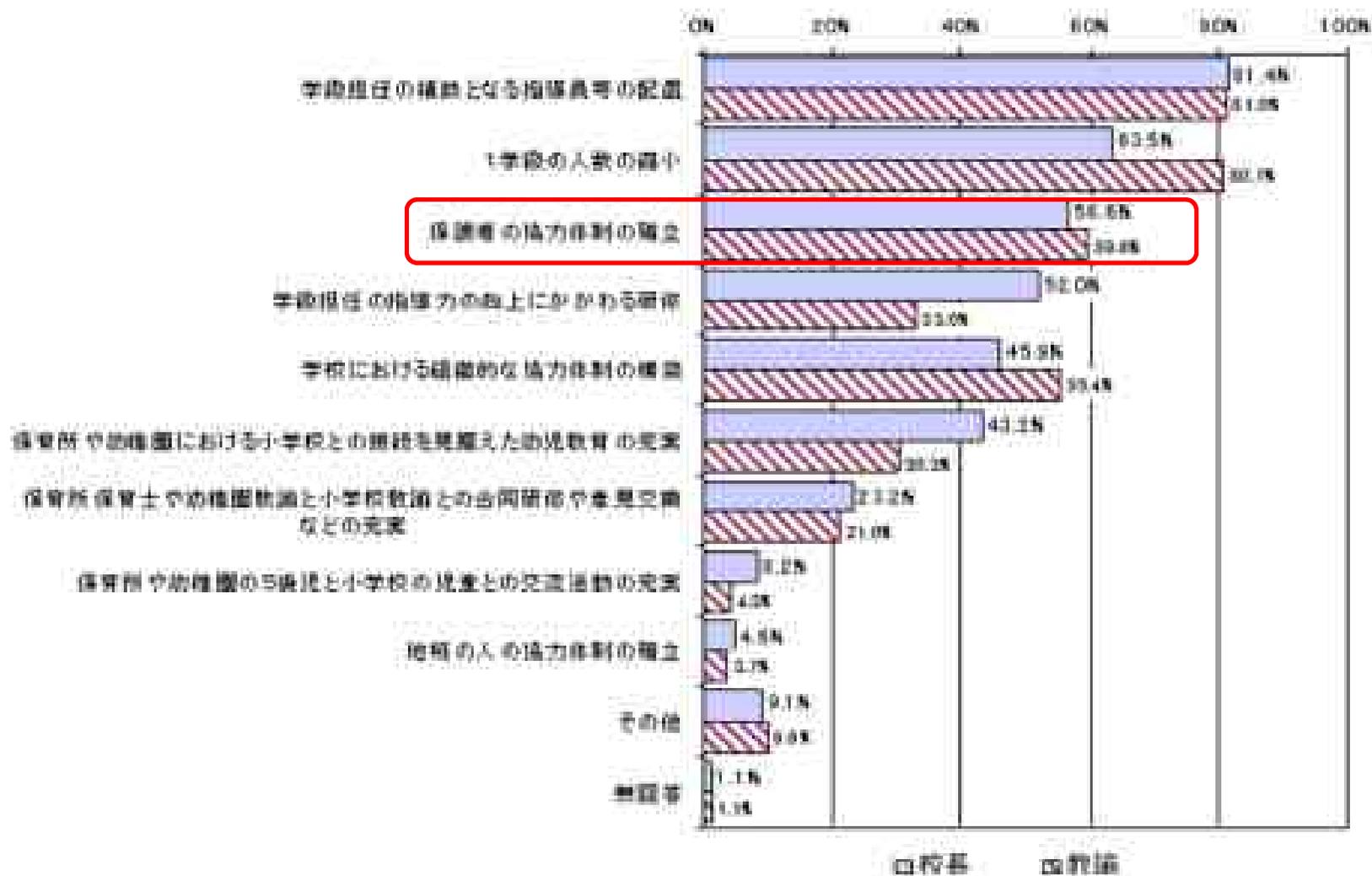
■家庭教育支援チームの連携先としては、「教職員(60.3%)」「保健センター、医療機関(32.8%)」の割合が高い。

家庭教育支援チームの連携先(n=174:複数回答)



## (5) 小1児童の不適応状況の発生予防に効果的な対応策

約半数以上の校長・教諭が、「保護者の協力体制の確立」と回答している。



## (6) 関係機関の連携による家庭教育支援の推進等に関する通知

### ○児童委員・主任児童委員の活用による家庭教育支援施策の推進についての周知

(平成21年3月)

平成21年3月、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、児童委員・主任児童委員の積極的な活用による、児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進についての通知を発出。

### ○生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について

(平成22年9月)

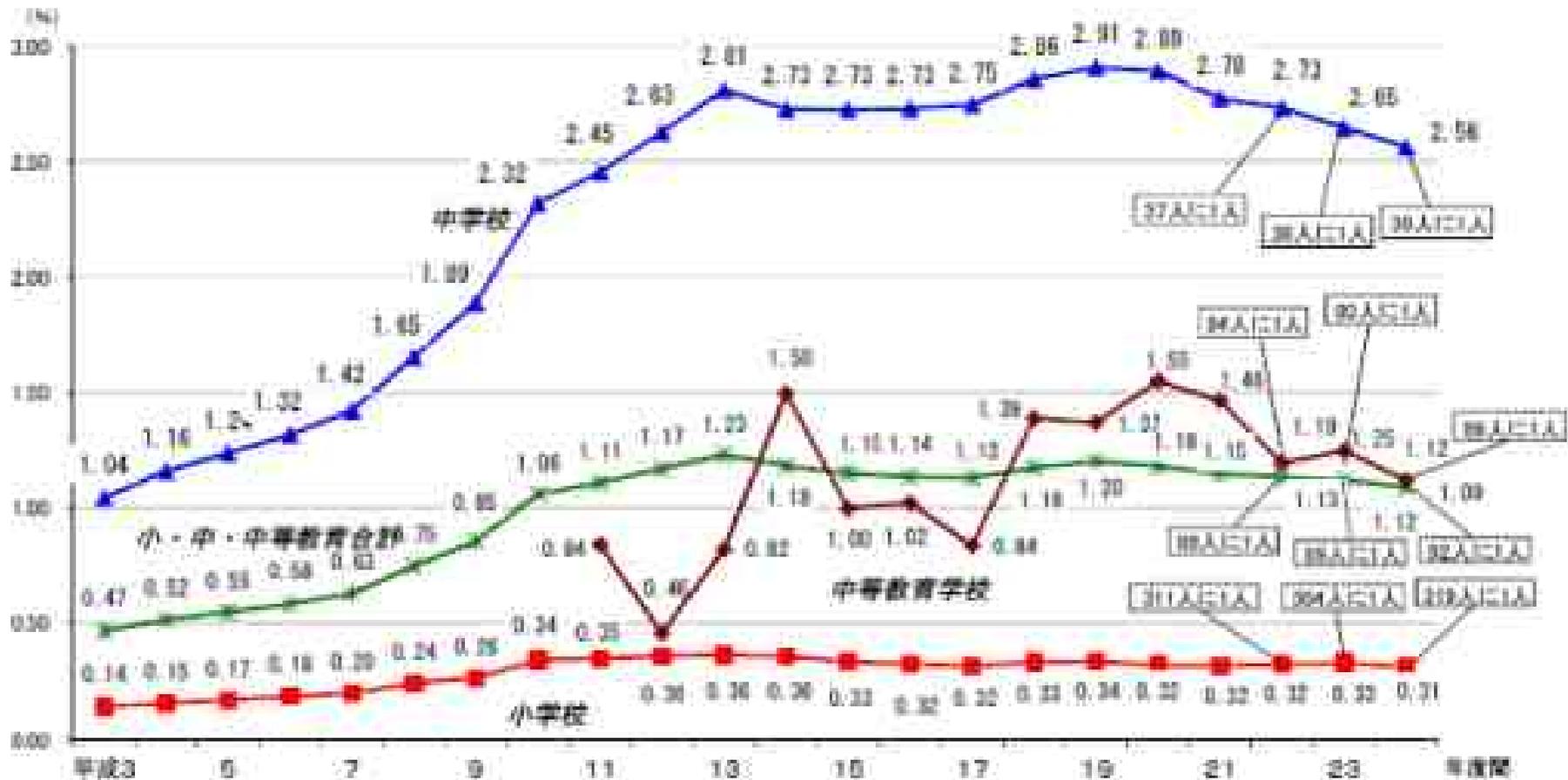
平成22年9月、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、関係部局が連携を深め、生徒指導・家庭教育支援及び児童健全育成の相互連携による取組の一層の充実を図ることについての通知を発出。

## 7. 生活習慣と子供の不登校・中途退学 問題について

## 7. 生活習慣と子供の不登校・中途退学問題との関連性

### (1) 全児童，生徒数に占める「不登校」の比率

小学生の319人に1人、中学生の39人に1人が不登校。



(2) 不登校生徒に関する追跡調査研究(文部科学省)

① 調査対象者

平成18年度に中学3年生で、不登校であった者

② 調査地域

全国の都道府県・政令指定都市に対して依頼

③ 調査方法

A調査: 学校に対し、対象者の中学校当時の欠席日数、アンケート調査(B調査)への協力の諾否等の調査【平成23年度実施】

B調査: A調査において協力すると回答した対象者に対する選択肢式のアンケート調査【平成23年度実施】

(3) 都立高校中途退学者等追跡調査(東京都教育委員会)

① 調査対象者

ア 都立高校中途退学者(平成22・23年度)

イ 都立高校進路未決定卒業生(平成23年度)

② 調査方法

質問紙法による調査(郵送による)

③ 調査期間

平成24年7月～11月

## (2) 不登校生徒に関する追跡調査研究(文部科学省)

問4-1 あなたが学校を休みはじめた時のきっかけは何ですか。思いあたるものすべてに○をつけてください。

	総度数	有効度数	選択度数	比率1	比率2	H5調査
1 友人との関係(いやがらせやいじめ、けんかなど)	1604	1581	849	52.9%	53.7%	44.5%
2 先生との関係(先生がおこる、注意がうるさい、体罰など)	1604	1581	420	26.2%	26.6%	20.8%
3 勉強が分からない(授業がおもしろくない、成績がよくない、テストがきらいなど)	1604	1581	500	31.2%	31.6%	27.6%
4 クラブや活動の友人・先輩との関係(先輩からのいじめ、他の部員とうまくいかなかったなど)	1604	1581	366	22.8%	23.1%	16.5%
5 学校のきまりなどの問題(学校の校則がきびしいなど)	1604	1581	161	10.0%	10.2%	9.8%
6 入学、転校、進級して学校や学級になじめなかった(転校、進級したときの不適応など)	1604	1581	273	17.0%	17.3%	14.3%
7 家族の生活環境の急激な変化(父親や母親の単身赴任、家族の別居、親の転職や失業など経済的な問題など)	1604	1581	155	9.7%	9.8%	4.3%
8 親との関係(親がおこる、親の言葉や態度への反発、親との会話がほとんどないなど)	1604	1581	228	14.2%	14.4%	11.3%
9 家族の不和(両親の不和、祖父母と父母の不和など)	1604	1581	160	10.0%	10.1%	7.5%
10 病気	1604	1581	235	14.7%	14.9%	13.2%
11 生活リズムの乱れ(朝起きられないなど)	1604	1581	548	34.2%	34.7%	*
12 インターネットやメール、ゲームなどの影響(一度始めると止められない、学校より楽しいなど)	1604	1581	246	15.3%	15.6%	*
13 その他	1604	1581	257	16.0%	16.3%	19.3%
14 とくに思いあたることはない	1604	1581	88	5.5%	5.6%	10.8%

問5 不登校が続く理由は、次の1から13のようなものが考えられます。今、ふりかえってみて中学校3年生の時のあなたにあてはまると思うものすべてに○をつけてください。

	総度数	有効度数	選択度数	比率1	比率2	H5調査
1 いやがらせやいじめをする生徒の存在や、友人との人間関係のため	1604	1576	652	40.6%	41.4%	29.9%
2 先生との関係(先生がおこる、注意がうるさい、体罰など)のため	1604	1576	261	16.3%	16.6%	29.9%
3 遊ぶためや非行グループにはいていたため	1604	1576	143	8.9%	9.1%	7.7%
4 無気力でなんとなく学校へ行かなかったため	1604	1576	699	43.6%	44.4%	27.3%
5 学校へ行かないことをあまり悪く思わなかったため	1604	1576	403	25.1%	25.6%	*
6 だれかが迎えに来たり強く催促されたりすると学校へ行くが、長続きしなかったため	1604	1576	202	12.6%	12.8%	*
7 学校へ行こうという気持ちはあるが、身体の調子が悪いと感じたり、ぼんやりとした不安があったりしたため	1604	1576	688	42.9%	43.7%	29.5%
8 なぜ学校に行かなくてはならないのかが理解できず、自分の好きな方向を選んだため	1604	1576	313	19.5%	19.9%	13.2%
9 親から登校するようすすめられず、家にいても親から注意されなかったため	1604	1576	104	6.5%	6.6%	*
10 朝起きられないなど生活リズムが乱れていたため	1604	1576	537	33.5%	34.1%	*
11 勉強についていけなかったため	1604	1576	432	26.9%	27.4%	*
12 学校から登校するように働きかけがなかったため	1604	1576	74	4.6%	4.7%	*
13 保護者やまわりの人に学校を休んでもいいと助言されたため	1604	1576	134	8.4%	8.5%	*
14 その他	1604	1576	225	14.0%	14.3%	6.0%
15 わからない	1604	1576	48	3.0%	3.0%	*

問7 中学校3年生の時、次のような相談や手助けなどがあればいいのと思ったことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

	総度数	有効度数	選択度数	比率1	比率2	H5調査
1 進学するための相談や手助け	1604	1558	358	22.3%	23.0%	24.5%
2 仕事につくための相談や手助け	1604	1558	181	11.3%	11.6%	24.5%
3 学校の勉強についての相談や手助け	1604	1558	393	24.5%	25.2%	25.1%
4 将来生きていくためや仕事に役立つ技術や技能の習得についての相談や手助け	1604	1558	338	21.1%	21.7%	23.4%
5 自分の気持ちをはっきり表現したり、人とうまくつきあったりするための方法についての指導	1604	1558	493	30.7%	31.6%	*
6 友人と知り合えたり、仲間と過ごせたりする居場所	1604	1558	392	24.4%	25.2%	28.9%
7 心の悩みについての相談	1604	1558	513	32.0%	32.9%	33.3%
8 規則正しい生活習慣についての指導	1604	1558	143	8.9%	9.2%	6.0%
9 その他	1604	1558	82	5.1%	5.3%	6.0%
10 とくにない	1604	1558	512	31.9%	32.9%	32.4%

問17 中学を卒業してから現在までの生活の中で、次のような相談や手助けなどがある**ばいいの**に**と思った**ことがありますか。あてはまるもの**すべてに○をつけて**ください。

	総度数	有効度数	選択度数	比率1	比率2	H5調査
1 進学するための相談や手助け	1604	1558	317	19.8%	20.3%	19.2%
2 仕事につくための相談や手助け	1604	1558	433	27.0%	27.8%	28.2%
3 学校の勉強についての相談や手助け	1604	1558	288	18.0%	18.5%	20.0%
4 将来生きていくためや仕事に役立つ技術や技能の習得についての相談や手助け	1604	1558	518	32.3%	33.2%	36.9%
5 自分の気持ちをはっきり表現したり、人とうまくつきあったりするための方法についての指導	1604	1558	436	27.2%	28.0%	*
6 友人と知り合えたり、仲間と過ごせたりする居場所	1604	1558	392	24.4%	25.2%	26.7%
7 心の悩みについての相談	1604	1558	444	27.7%	28.5%	28.0%
8 規則正しい生活習慣についての指導	1604	1558	143	8.9%	9.2%	5.5%
9 その他	1604	1558	42	2.6%	2.7%	2.9%
10 とくにない	1604	1558	550	34.3%	35.3%	37.8%

問30 小中学生の頃に不登校だったために、中学校卒業後今までに、次のようなことがありましたか。a.~d.のそれぞれのことであてはまるものをひとつずつ選んで○をつけてください。

a.受験(資格試験、就職試験を含む)や仕事などで苦労した

	度数	比率1	比率2	H5調査
1 おおいにあった	328	20.4%	21.3%	19.5%
2 少しあった	476	29.7%	30.9%	38.3%
3 まったくなかった	738	46.0%	47.9%	40.2%
有効回答	1542	96.1%	100.0%	—
<NA>	62	3.9%	—	—
総数	1604	100.0%	—	—

b.体力が低下したり不足したりして苦労した

	度数	比率1	比率2	H5調査
1 おおいにあった	436	27.2%	28.1%	15.7%
2 少しあった	527	32.9%	33.9%	32.4%
3 まったくなかった	590	36.8%	38.0%	50.3%
有効回答	1553	96.8%	100.0%	—
<NA>	51	3.2%	—	—
総数	1604	100.0%	—	—

### c.生活リズムが乱れ苦労した

	度数	比率1	比率2	H5調査
1 おおいにあった	525	32.7%	33.8%	24.1%
2 少しあった	528	32.9%	34.0%	38.7%
3 まったくなかった	501	31.2%	32.2%	35.9%
有効回答	1554	96.9%	100.0%	—
<NA>	50	3.1%	—	—
総数	1604	100.0%	—	—

### c.他人との関わりに不安を感じるがあった

	度数	比率1	比率2	H5調査
1 おおいにあった	684	42.6%	43.7%	19.9%
2 少しあった	496	30.9%	31.7%	33.5%
3 まったくなかった	384	23.9%	24.6%	45.4%
有効回答	1564	97.5%	100.0%	—
<NA>	40	2.5%	—	—
総数	1604	100.0%	—	—

### (3) 都立高校中途退学者等追跡調査(東京都教育委員会)

#### (4) 主な調査分析

##### ア 中途退学した理由

##### ①退学した時の本人の状況〔調査票 問4-(1)に該当〕

(単位:%)

退学した時の本人の状況(調査票 問4-(1)に該当)	男	女	合計	ブローカー	専業主婦	合計
退学した時の本人の状況(調査票 問4-(1)に該当)						
遅刻や欠席などが多く進級できそうになかった	29.8	28.7	29.8	29.8	28.4	29.2
通学するのが面倒だった	58.1	60.2	59.2	48.8	70.8	57.8
授業が面白くない	35.4	38.8	37.1	32.1	40.8	36.5
授業が理解できなかった	43.2	37.3	40.3	41.3	33.4	37.8
友人がいない	44.8	38.7	41.7	38.7	33.8	41.8
授業が面白くない	48.8	51.8	50.3	48.3	51.3	49.8
授業が理解できなかった	28.7	18.8	23.8	23.8	18.8	21.3
授業が面白くない	24.8	28.8	26.8	28.8	22.8	25.7
授業が理解できなかった	18.8	18.8	18.7	18.7	20.4	19.3

※「遅刻や欠席などが多く進級できそうになかった」の割合が最も高く、ブローカー・専業主婦ともに「通学するのが面倒だった」の割合が高い。

##### ②どのようなことがあれば、中途退学しなかったと思うか(本人の考え)

##### 〔調査票 問4-(5)に該当〕

(単位:%)

どのようなことがあれば、中途退学しなかったと思うか(本人の考え)	男	女	合計	ブローカー	専業主婦	合計
どのようなことがあれば、中途退学しなかったと思うか(本人の考え)						
人付き合いが得意になった	28.2	28.7	28.5	27.7	28.8	28.8
友人ができた	18.8	17.3	18.0	17.8	18.3	18.1
授業が面白くなった	18.8	22.8	20.8	19.7	22.5	21.1
授業が理解できるようになった	21.8	28.2	25.0	27.1	27.1	27.1
遅刻や欠席がなくなった	22.7	24.4	24.0	28.3	27.1	27.7
授業が面白くなった	8.8	11.3	10.0	12.3	8.3	10.3
授業が理解できるようになった	20.2	22.8	21.5	24.3	20.8	22.4
授業が面白くなった	21.8	24.4	23.1	28.8	18.7	23.2
授業が理解できるようになった	14.8	12.1	13.4	15.3	10.8	13.1

※授業が面白くなった、授業が理解できるようになったの割合が高い。

[各層において共通した事項]

#### ①退学した時の本人の状況

[調査票 問4-(1)に該当]

・「B 遅刻や欠席などが多く進級できそうになかった」、「C 通学するのが面倒だった」の項目が共通して高くなっている。これは、中途退学に至る背景に、中途退学者本人の「基本的な生活習慣の未習得」という課題があることを示している。

# (4) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進 (平成18年度より)

早寝早起きや朝ごはんを食べるといった基本的な生活習慣の乱れは、子どもたちの学習意欲、体力、気力にも大きな影響を及ぼす。

家庭における食事、睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として企業や地域が一丸となり、子どもの健やかな成長を期して、基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上を図るための取組を推進していくことが必要である。



## 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進(平成18年度～)

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

設立:平成18年4月24日  
 会員数:277企業・団体・個人(平成24年3月現在)

地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成

連携

文部科学省

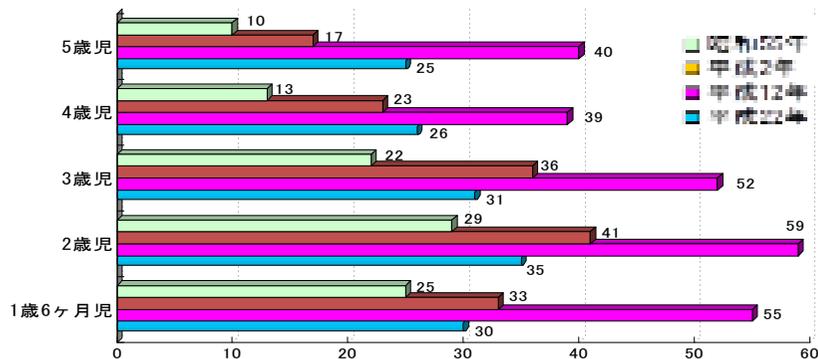
関係府省及び官民連携による全国的な普及啓発の促進

平成24年度より表彰制度を創設し、優れた実践の表彰、更なる地域の取組の活性化を図る

## 子どもたちの健やかな成長のための基本的な生活習慣の確立

夜10時以降に寝る幼児(未就学児)の割合(%)

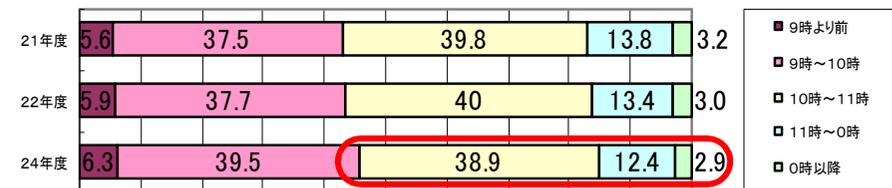
就寝が10時以降の幼児が大幅に減少したが、まだ3割程度いる



(社)日本小児保健協会「幼児健康度調査報告書」より

小学6年生の平日における就寝時間別割合(%)

就寝が11時以降の児童が15.3%、特に0時以降の児童は2.9%



平日10時以降に寝る子どもが5割以上いる

文部科学省「平成24年度全国学力・学習状況調査」より

今後は特に睡眠(就寝)時間を中心に家庭や企業などへさらなる理解を求めていく必要がある

# 平成24年度の取組

## 優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰

全国各地で取り組まれている「早寝早起き朝ごはん」運動等の中で、優れた50の活動に対して文部科学大臣表彰を行いました。活動の内容は文部科学省ホームページからご覧いただけます。

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/asagohan/1330932.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/asagohan/1330932.htm))



表彰式の様子

## 全国家庭教育支援研究協議会

- ◆テーマ:生活習慣づくりと企業・地域の力
- ◆基調講演:明石要一氏(千葉大学教授)
- ◆関係者によるパネルディスカッション:  
コーディネーター/鈴木みゆき氏(和洋女子大学教授)  
パネリスト/学校・企業・民間団体・行政関係者  
※ファザーリング全国フォーラムinとっとり」の分科会として開催



研究協議会の様子

## 企業や働く保護者向けのパンフレット

子どもの生活習慣は、保護者から大きな影響を受ける。

平成24年度は、ワーク・ライフ・バランスや地域貢献活動など、企業にも「早寝早起き朝ごはん」国民運動に協力してもらうための啓発を実施。



<パンフレット>

## 小学校低学年及びその保護者向けのリーフレット

基本的な生活習慣の重要性を伝え、子どもと保護者が基本的な生活習慣づくりに対して興味を持つきっかけをつくり、生活習慣づくりへの意識を高め、一緒になって取り組んでもらうことを目的としたリーフレット作成。全国の小学1年生に配布。



<リーフレット>

参考

# 参 考 资 料

# 家庭教育支援チームの取組事例①

## 地域人材による家庭教育支援チーム型支援

◆「だんぼの部屋」～学校のなかに誰でも気軽に立ち寄れる部屋をつくりました～  
(新潟県南魚沼市家庭教育支援チーム)

### 【構 成 員】

家庭教育サポーター(民生児童委員等)、ボランティアリーダー(主婦)、PTA関係者など。  
ここでは、単なる子育ての先輩、地域のおせっかい屋さんに変身して活動。

### 【活動の拠点】

小学校1階の一室。チーム員や読書ボランティア、地域の方などが常駐。  
専用のブザーがあり、子どもや保護者、中高生などが気軽に立ち寄れる場所となっている。

### 【活動内容】

- 親子ものづくり教室、料理教室など楽しみながら交流を図る機会の提供
- 読み聞かせのコツなどを学ぶ図書ボランティア養成講座
- 発達障害や児童虐待対応などをテーマにした学習会の実施
- 朝夕の“一声・声がけ”訪問や「だんぼ通信」を届ける活動
- 学校や担任の先生と連携して心配な保護者の対応を検討

### 【効 果】

- 親子で共同作業する楽しさや役立つ自分を発見できた。
- みんなが安心してつぶやける場所、みんなの力が発揮できる場所ができた。
- 短い訪問時間でも回数を重ねることで、学校に足を運ばなかった保護者が「だんぼの部屋」や学校行事に来るようになった。また、校内に設置したことで、子どもの会話から状況理解ができ、学校との信頼関係を築くことができた。
- 1小学校区での実施から市内4小学校区に「だんぼの部屋」拡大



「だんぼの部屋」の様子

# 家庭教育支援チームの取組事例②

## 家庭を開き、地域とのつながりをつくる

### ◆気軽な集い・語らいの場となるカフェ形式の交流の場

(山形県村山市教育委員会、NPO法人ポポーの広場)

#### 【カフェ形式の語り場の設立】

- ・平成19年度に、地域ぐるみで子育て家庭を支援しようと、子育て応援団を立ち上げた。
- ・子育て応援団から、市家庭教育推進協議会の下で支援チームとなった。それを機に、親たちが気軽に集い語り合える場を作ろうと取り組んできた。親たちをさり気なく適切にサポートするには、親子が足を運びたくなる楽しい語り場として「カフェ」が望ましいと考えた。
- ・親子と支援者がふれあう「カフェ」を定期的で開催しながら、いつか常設の「ひろば」を運営したいという思いがチーム全体に強まった。

#### 【ひろばの運営(NPO法人格を取得)】

- ・平成22年に、村山市は新設の「親子交流ひろば」を民間に委託することを決めた。協議会解散後、任意団体として独自に活動しようと考えていたポポーのひろばは、NPO法人となり、念願の「ひろば」を運営することになった。支援チームであった時からの「子育て家庭に『ふれあい』と『学び』の機会を提供する」という目的はそのままに、「よりよい子育て環境の実現に向けて」という一回り大きな目的を加えて、自主企画も積極的に行っている。

#### 【取組例や効果】

- ・母子だけのキャンプと、父子だけのキャンプを別々に行い、母性と父性の違いを知って互いに思い合った。地域や学生のボランティアがサポートし、感謝し合う場面も数多かった。
- ・子育て応援団は「くるみの会」として、ポポーのひろばの活動をサポートしている。



世代間交流カフェ



「親子交流ひろば」



母子だけのママチル・キャンプ



父子だけのパパチル・キャンプ

# 家庭教育支援チームの取組事例③

## 地域人材による家庭教育支援チーム型支援

◆「橘子育て応援隊」～民生委員・児童委員を中心につなぐ、切れ目のない支援～  
(長崎県子ども政策局子ども未来課 橘小学校区家庭教育支援チーム)

### 【構 成 員】

10人中9人が民生委員・児童委員、  
子どもと親の相談員(1名)

### 【活動の拠点】

小学校(範囲は学校区を中心とする乳幼児～高校生の保護者)

### 【活動内容・効果】

チーム員の多くが民生委員・児童委員を兼ねているため・・・

○4ヶ月までの乳児家庭訪問や地域の子育てサークル(在宅子育ての母親とその子どものお遊び広場)等の活動を併せて行っていることから、乳幼児からの切れ目のない支援が行えている。

○校区内の民生委員ということで、校区全体をカバーでき、学校側との信頼関係も厚く、月に1度、チーム員と小学校関係者(校長・副校長・担任等)で気になる児童や親について、情報交換を行い、家庭訪問を実施。

○保育所や学童クラブ、子育てひろば、地域の安全パトロール、登下校の見守りなど、日頃からの住民や関係機関とのつながりがあり、孤立しがちな親子の早期発見や孤立化防止につながっている。

○学校側にとっても、学校だけでは解決が難しい課題を抱えた親子に地域のチーム員が日常的に声かけや支援をすることの存在は大きい。



学童でのお話会



小学校での定例会



# 家庭教育支援チームの取組事例④

## 課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり

### ◆地域人材からスクールソーシャルワーカーに！

～スクールソーシャルワーカーがリーダーの家庭教育支援チーム～

(和歌山県湯浅町家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」)

#### 【経 緯】

スーパーバイザーの指導のもと、子どもや家庭の支援に経験豊富な元保育所長が、研修を受けてスクールソーシャルワーカー(SSW)となり、このSSWをリーダーとした家庭教育支援チームを結成。

#### 【構 成 員】

子育てサポーターリーダー、SSW、元教職員、民生児童委員、保育士、保健師等

#### 【活動内容】

○就学前の幼児、小・中学生をもつ保護者向け情報誌を毎月発行。  
町内を3地域に分け、小・中学生の全家庭を訪問し、早期対応。

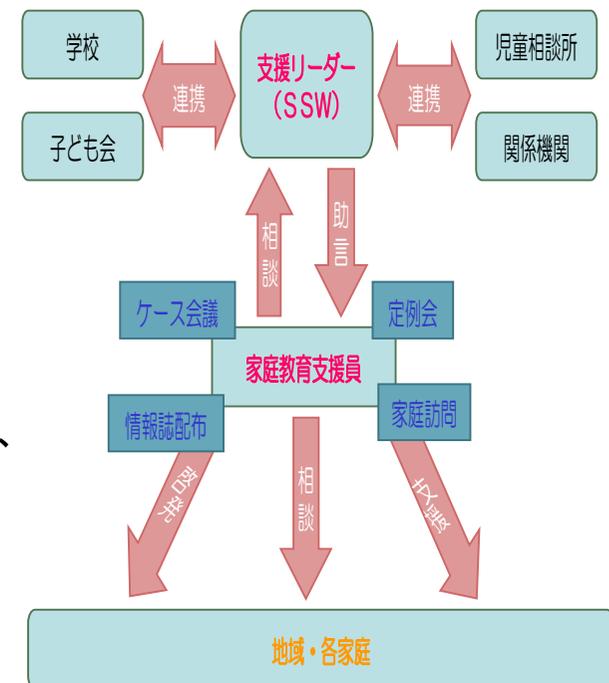
○保護者や学校からの相談に対して、学校・教育委員会・支援チームなどでケース会議を行い、効果的な支援方策を検討。

#### 【効 果】

※SSWや支援チーム員が学校と保護者のパイプ役として大きな役割を果たし、家庭訪問の際、学校での子どもの様子を保護者にさりげなく伝えることで、保護者の学校に対する理解が進み、信頼関係も築けるようになってきた。

※学校にとっても、子どもの家庭内での様子を知ることができ、生徒指導上の課題解決にもつながっている。

### SSWと家庭教育支援員



# 家庭教育支援チームの取組事例⑤

## 課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり

### ◆スクールソーシャルワーカーを中心に中学校区で見守るネットワーク

(大阪府茨木市教育委員会学校教育推進課)

#### 【体制】

○小学校に教員免許を持つ専門支援員やサポーター、中学校にSSWを配置し、中学校区で子どもや家庭を見守る体制を構築。

#### 【取組概要】

○専門支援員等は週3日学校常駐し、校長や教職員との打合せに基づき、いじめ、不登校非行、虐待等の課題を共有し、家庭訪問し相談に応じる。

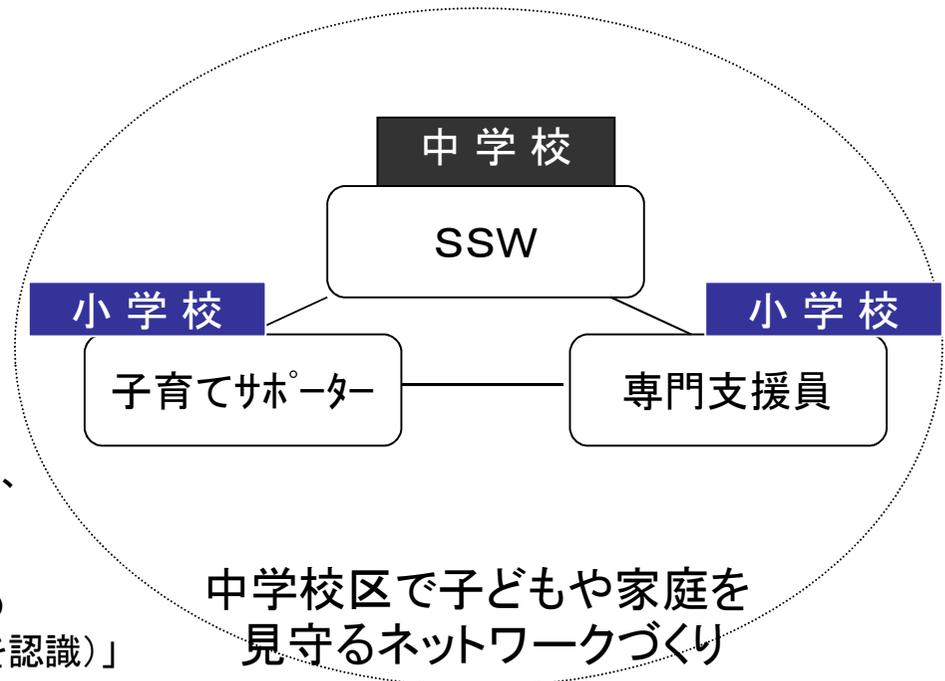
○必要な場合は、訪問後に教職員とケース会議を開き、さらに必要な場合には、スクールソーシャルワーカーやコミュニティソーシャルワーカー、民生委員等を交えた「ケース会議」を開催し、対応を検討。

#### 【成果】

※市域全体の長期欠席児童生徒の減少や、朝食を毎日食べる児童の割合の増加

※配置型のため、多くのSSWが、校内の生徒指導委員会、不登校対策委員会、学年会議等に参加し子どもたちの実態を把握するとともに、教職員との信頼関係のもとに活動が行えている。

※家庭教育支援の効果としては、「保護者→自信を取り戻し、子育てに前向きになった」、「子ども→落ち着きを取り戻し、前向きに学習に取り組みだした」、「学校→保護者へのアプローチ方を確立できた(家庭教育を支援する観点の必要性の再確認、地域の人材や活動との連携の有用性を認識)」



# 家庭教育支援チームの取組事例⑥

## 課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり

◆ 学校生活における課題の見られる児童・生徒及びその保護者に対する支援の仕組みづくり  
 ～ 教員と「家庭と子どもの支援員」の家庭訪問等によるアプローチ～

(東京都教育庁指導部・地域教育支援部生涯学習課)

### 【拠 点】

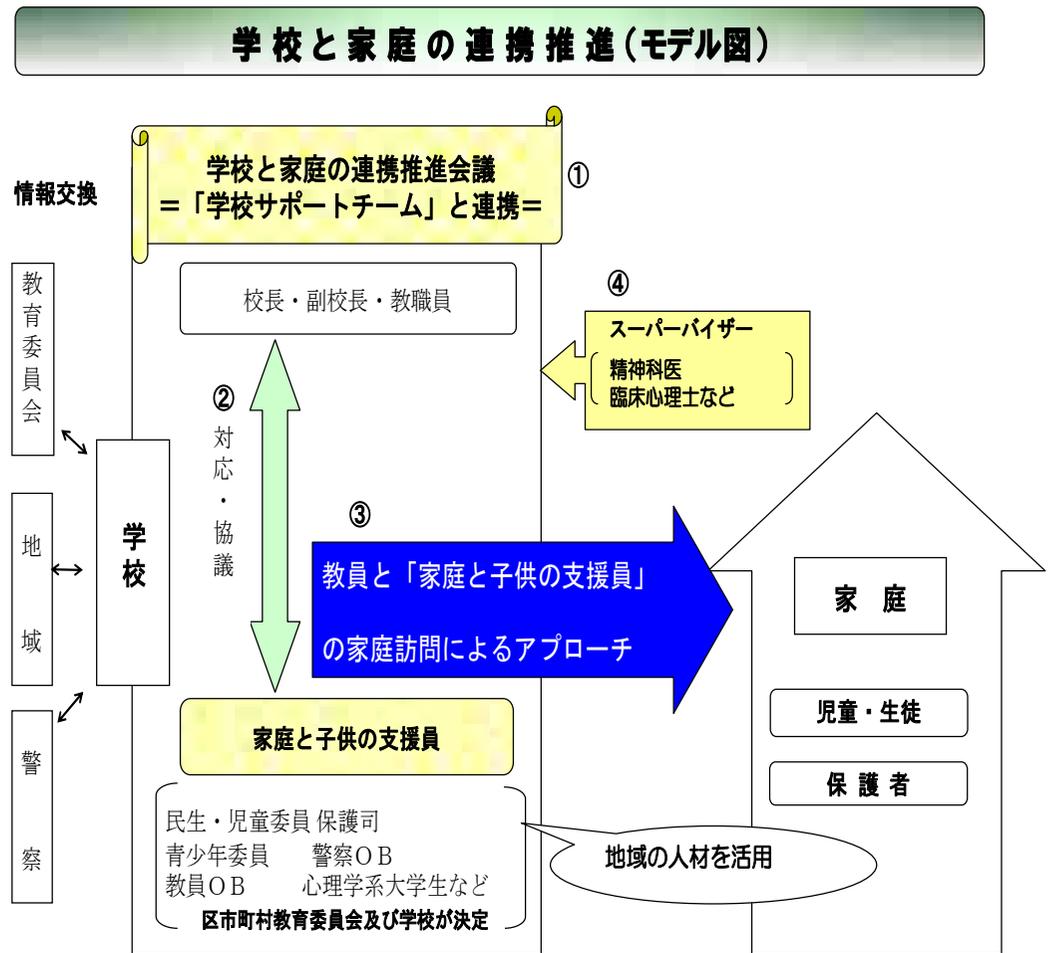
小学校50校、中学校100校

### 【活動内容】

- ① 学校の管理職・教職員・地域人材からなる「家庭と子どもの支援員」で「学校と家庭の連携推進会議」を設置
- ② 支援が必要な児童生徒や保護者についての情報交換及び対応を協議
- ③ 「家庭と子供の支援員」が教員と家庭訪問等を行い、児童生徒やその保護者へアドバイス
- ④ 対応が困難なときは、スーパーバイザーが助言

### 【期待される効果】

- ※ 保護者の子育てに対する不安や悩みの解決
- ※ 課題の見られる児童・生徒の立ち直り
- ※ 関係機関と連携した生活指導体制の構築



# 多様な主体の参画による家庭教育の充実

26年度要求額 32百万円（新規）

家庭教育を支える環境の大きな変化や、児童虐待相談件数の急速な増加など、家庭をめぐる問題が複雑化する中で、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっており、多様な主体の参画による家庭教育の充実を推進する。

## 家庭教育をめぐる現状

### ◎核家族やひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）、共働き世帯の増加

- ・ひとり親家庭の数（H22）・・・ 約78.5万世帯（20年前より約2割増加）
- ・共働き世帯数（H24）・・・ 約1,068万世帯（20年前より約2割増加）

### ◎いじめや不登校、児童虐待の増加

- ・いじめの認知件数（H23）・・・ 約7万件（児童生徒1千人当たり5.0件）
- ・不登校児童生徒数（H23）・・・ 約11.7万人（不登校児童生徒の割合は1.12%）
- ・児童虐待相談対応件数（H24速報値）・・・ 約6.7万件（過去最高の対応件数）

様々な要因を背景に  
家庭教育が困難になっている

**家庭教育を充実させる必要**

**目標** 教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

## 全ての小学校区（約20,000校区）で家庭教育支援を実施

⇒家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの支援

身近な地域における支援体制の  
強化による家庭教育の再生

## 目標達成に向けた課題

家庭教育に関する情報やノウハウが乏しい

⇒ 学習内容や効果的な支援のノウハウの標準化や体系化が必要



家庭教育支援を担う人材が不足している

⇒ 支援に取り組む新たな主体の発掘と活用方策の研究が必要



働く保護者の学習機会が乏しい

⇒ 働く保護者へのアプローチや企業における環境づくりが必要

## 多様な主体の参画による家庭教育の充実

### 子供の発達段階に応じた学習プログラムの開発・普及促進

- ◆ ワークショップ型など様々な学習プログラムの効果の検証
- ◆ 子供の発達段階や地域・家庭環境など様々な状況に応じた学習内容や効果的な支援手法の検討・分析
- ◆ アウトリーチを活用した家庭教育支援の取組について調査・分析
- ◆ 家庭訪問型アウトリーチ支援手法の実証研究

### 父親やシニア世代などの多様な主体の参画を促進する研究協議

- ◆ 父親の家庭教育への参加
- ◆ イクじい・イクばあなどシニア世代の参画
- ◆ 大学等の専門的知識（児童心理、発達心理、教員養成等）の活用による連携協力の充実、学生等次世代の参画

### 企業等における家庭教育支援の充実

- （子供の発達段階に応じた学習プログラムの開発・普及促進と併せて実施）
- ◆ 企業内家庭教育セミナーや職場参観、従業員の子供や家族を対象とした親子ふれあい行事など、企業の取組の検討・分析

# 家庭教育支援における家庭訪問型アウトリーチ支援手法の実証

## アウトリーチ型支援の現状と課題

家庭教育支援におけるアウトリーチ型支援は、問題を抱え孤立した家庭に対する効果的な行政手法としてニーズが高いが、以下の課題があり、これまで効果的な取組み事例は極めて少ない現状。

◎従来型の地域人材を中心とするチームでは、専門的スキル・知見が不十分

- 家庭を訪問し、個別課題について適切なアドバイスを行い、必要に応じて、関係部局と調整するためのスキル・知見が不十分。

◎チームの位置づけや家庭の信頼が不十分

- チームの位置づけやチーム員の身分も曖昧であり、家庭から十分な信頼を得られず、訪問にすら至らないケースも多い。

◎家庭に関する事前の情報収集とアセスメントが不十分

- 学校・福祉部局等関係機関と家庭に関する情報を共有し、事前にアセスメントを行う体制ができていない。
- 問題を抱える家庭の状況把握や情報分析、具体的な支援計画の企画立案など効果的なアウトリーチ支援のプロセスやシステムが確立していない。

## 国による家庭訪問型アウトリーチ支援事業の実証

効果的なアウトリーチ事業の実施事例が乏しい中で、より効果的なアウトリーチ型の支援手法を開発するため、国として、チームの専門性を高め、学校等関係機関との連携強化を図った、アウトリーチ型支援を委託事業として実施し、その効果を検証・分析

### 文部科学省 ～検証委員会～

- 各実証地域における家庭訪問型アウトリーチ支援手法の実施方針等の検討
- 実証地域における指導・助言
- 実証地域での検証・分析結果等を踏まえた、今後のアウトリーチ支援手法の開発・普及

※全国2箇所で実証

①実証地域A：人口数千人規模の町村

②実証地域B：人口10万人規模の新興住宅地

### 地域協議会

教育委員会、学校、福祉、医療、母子保健機関、地域住民、民間団体等

<内容>

- 1.アウトリーチ支援チームの編成など事業の詳細を協議・決定
- 2.事業全体に係る総合調整、評価・検証

### アウトリーチ支援チーム

※専門的人材で構成

1.アウトリーチの実践

- ①情報収集・アセスメント
- ②家庭訪問
- ③モニタリング

2.アウトリーチ実践の検証・分析

コミュニティ機能の異なる地域において新たな手法を実証し、全国的な普及の可能性を検証

# 実証地域における委託事業の概要

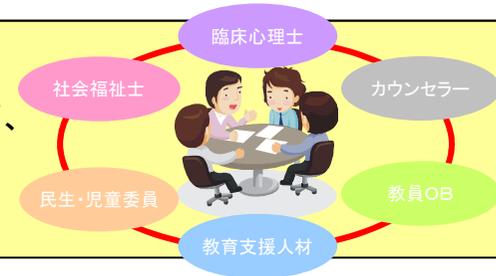
## 1. 地域協議会の立ち上げ（実施体制の構築）

- 市町村教育委員会、学校、福祉、医療、母子保健機関、地域住民、民間団体（カウンセリング技術や家庭教育支援の実践的な知見・ノウハウのある団体）等で構成（国はオブザーバー参加）
- アウトリーチ支援チームの編成など事業の詳細を協議・決定、事業全体に係る総合調整、評価・検証



## 2. 家庭訪問型アウトリーチ支援チームの編成

- 専門的人材で構成（必ずしも地域住民である必要はない）
- チーム員全てを専門的資格を有する者で構成できない場合は、アドバイザーとして、学校教育、社会福祉、心理学等に関する専門的資格を有する者を配置
- 訪問員は、家庭教育のほか、学校教育、社会福祉、心理学等に関する一定の研修を受けた人材を配置（特に、家庭教育に関しては、家庭の生活習慣等に関する知識・スキルは必須）。



## 3. 家庭訪問によるアウトリーチの実践

### ① 家庭に関する情報収集・アセスメント

- 市町村教育委員会（教育センター）が各学校等からの情報提供・要請を踏まえ、支援チームに活動要請。
- 市教委、学校、チームで、家庭のアセスメントを行い、具体的な活動計画を作成（訪問時間、回数、方法、訪問メンバー等）。

### ② 家庭訪問

- 訪問員は、活動計画に沿って、家庭訪問。
- 訪問後、適時、チーム等で、訪問家庭に関する組織的な検討を行い、今後の訪問時の具体的な対応について話し合う。

### ③ 再アセスメント・モニタリング

- 市教育委員会、学校、チームでモニタリングを行い、活動計画終了後、  
① チームによる活動の終了ないし継続、② 教育委員会等での対応、  
③ 他の教育関係機関、福祉関係機関での対応等、今後の方針を決定（複数の対応を平行して行うこともあり得る）。

### 具体的アウトリーチ支援プロセスにおける課題・問題点・改善点の抽出・検証（地域協議会で実施）

#### 1. 支援人材の資質

- ・個別課題に対応できる専門的知見やスキル
- ・人材育成方策（研修カリキュラム）
- ・活動の安全確保と人材の質の保障

#### 2. チームの組織体制と任務・役割

- ・チーム編成とチーム員の役割分担

#### 3. 情報収集・アセスメント段階

- ・家庭の状況把握と情報収集、個人情報の取り扱い
- ・個別課題に応じたアセスメント方法と効果的支援計画の立案

#### 4. 家庭訪問段階

- ・初回訪問時の訪問員の選定や訪問体制
- ・訪問後の情報共有と次回の対応方針

#### 5. モニタリング段階

- ・活動計画終了の評価方法や関係機関へのつなぎなど今後の対応方針の方法

# 子供の生活習慣づくり支援事業

( 前年度予算額 23百万円 )  
26年度要求額 21百万円

ライフスタイルの多様化などにより、家庭や社会の影響を受けやすい子供たちの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとして指摘されており、府省や地域、団体、企業等との連携を図り、子供から大人までの生活習慣づくりを推進する。

## 子供の生活習慣をめぐる現状

(平成24年度文部科学省全国学力・学習状況調査)

- ◎朝食を毎日食べている児童生徒の割合：小学6年生 88.7% 中学3年生 84.0%
- ◎午後7時以前に起きる児童生徒の割合：小学6年生 78.8% 中学3年生 71.3%
- ◎午後11時より前に寝る児童生徒の割合：小学6年生 84.7% 中学3年生 33.2%

約7割の生徒が夜11時以降に就寝

## 子供の生活習慣づくりの課題

- ◆朝食摂取や起床時間と比べ、中学生の就寝時間には小学生との大きな差が見られ、夜型化が顕著
- ◆今後は特に就寝時間を中心に家庭や企業などへさらなる理解を求めていく必要

## 「家庭教育支援の推進に関する検討委員会・子どもの生活習慣づくり支援分科会」における提言

### 中高生向けの生活習慣づくりの推進

- ⇒ 正しい生活習慣の下での充足感ある生活は、**子供の心身の健康や意欲を高める基盤**となる。
- ⇒ 生活習慣づくりが**自己管理能力を身につける基礎**となる。

### 企業と連携した生活習慣づくりの推進

- ⇒ 働く親が子供と接する時間や地域との関わりを持つためには、**仕事と生活の調和が不可欠**である。
- ⇒ 生活習慣は、「仕事」と「生活」の**バランス**をとるため、両方の基礎となる重要なものである。

## 第2期教育振興基本計画 (平成25年6月14日閣議決定)

- ◆基本的方向性：絆づくりと活力あるコミュニティの形成
- ◆成果指標：家庭教育支援の充実（家庭でのコミュニケーションの状況や子供の基本的生活習慣の改善）
- ◆基本施策：豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実（子供から大人までの生活習慣づくりの推進）

### 【主な取組】

- 企業に対する子供の生活習慣づくりの重要性についての啓発
- ワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供
- 地方公共団体に対する企業との協力を促進
- 中高生以上の世代向けの普及啓発

## 必要な施策

### 全国的な普及啓発の実施（調査研究委員会の設置、関係府省・官民連携による取組の促進）

#### 調査研究委員会の設置

##### 保護者等への効果的な啓発手法などの支援方策の検討

- 子供の自立と生活習慣との関係性等についての調査研究



#### 関係府省及び官民連携による取組の促進

##### 社会全体で子供の基本的な生活習慣づくりの気運を育成

- 共同企画による啓発資料作成
- 各地域で実施されている取組について研究発表会を開催



社会全体で取り組む子供から大人までの基本的な生活習慣づくり

主な論点（案）

例えば、以下のような点について、できるだけ具体的かつ実践的な議論を行う

○家庭教育支援チームの意義

家庭教育支援として、具体的に、どのような活動を行う場合に、チーム型支援を行うことが効果的か（講座、ワークショップ、居場所作り、アウトリーチ等）

○家庭教育支援チームと教育委員会との関係

チームとして、どのような組織・体制で、どの程度自立性をもった活動を行うことが期待されるか（教育委員会との関係等）

○チーム運営について

法人格、運営資金、常勤・非常勤、活動日数・時間、活動拠点等

○チームの人材確保について（地域性と専門性）

- ・地域の人材として、どのような人が活用できるか
- ・多様な人材をどのように確保できるか（父親、シニア世代、大学生等）
- ・活動の内容によって、どのような専門的知識、ノウハウ等が必要か（学校教育、心理、社会福祉、ワークショップ・アウトリーチの技術等）

また、それを確保するためにどのような仕組み・体制が必要か（研修制度、専門家との連携、資格制度等）

○アウトリーチについて

- ・家庭教育支援チームとして、どこまで対応することが期待されるか（情報提供活動、不登校、いじめ、虐待、発達障害の相談等）
- ・学校、福祉部局との活動との関係
- ・実施に当たっての課題、必要な技術・体制等
- ・企業との関係

○関係機関との関係

(特に、学校との関係)

- ・ どのような活動を行う場合に、学校とどのような連携が必要か（講座、ワークショップ、居場所作り、アウトリーチ等）
- ・ 学校等と連携するためには（学校等から信頼を受け、情報共有を図るためには）、チームとして何が必要か（人材、組織、資金等）
- ・ 一方で、学校との距離感をどう取るか
- ・ 学校、教育委員会、教育センター（適用指導教室）等との具体的な連携のあり方

(特に福祉部局との関係)

- ・ 既存の子育て団体との連携のあり方
- ・ 福祉部局との役割分担
- ・ 福祉サイドからどのような流れで、どのような連携・情報共有が必要か

○生活習慣の改善について

- ・ 家庭教育支援チームとしてどのような取り組みができるか

等